# 鎌ケ谷市地域防災計画(案)

概要版

平成26年1月

鎌ケ谷市

# 目 次

鎌ケ谷市地域防災計画(平成25年度修正)の概要・・・・・・	P 1
地震編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>P3</b> P3
地震編・風水害等編       共通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>P 4</b> P 9
4 災害復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P17
大規模事故編       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 8 P18 P18 P19 P20
〔参考〕 地震被害想定比較表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P21 P22

# 鎌ケ谷市地域防災計画(平成25年度修正)の概要

# 1. 計画の目的と修正の背景

当該計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定により、鎌ケ谷市 防災会議が策定及び修正を行うものであり、もって、住民の生命、身体及び財産を災害から守る ことを目的としている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、各地に甚大な被害をもたらし、被災地での 取組や対応から、多くの課題と教訓が示されている。

こうしたことから、当市においても、東日本大震災の教訓を生かし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本として、たとえ、被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害を最小限とする、より実効性のある地域防災計画とするため、計画の修正を行うものである。

# 2. 計画修正にあたっての基本方針

#### 減災を重視した防災対策

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とする。

#### 地域防災力の向上(自助・共助の取り組み強化等)

大規模な災害が発生した場合には被害が広域にわたるため、市や防災関係機関の活動(公助)のみでは対処することが困難になるため、自助や共助の取組み強化による地域防災力の向上を図る。

#### 災害時要援護者や男女共同参画の視点に立った対策

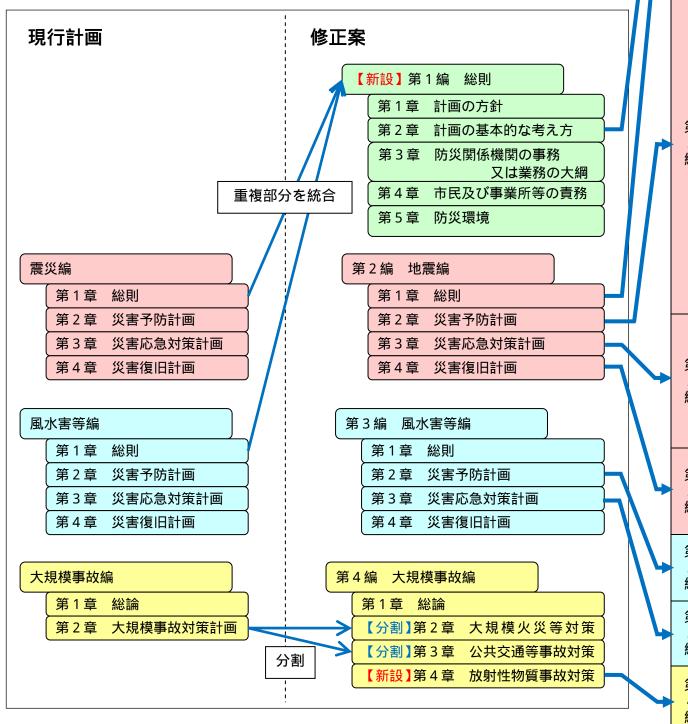
東日本大震災では、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。高齢者を含む災害時要援護者は、避難行動や避難生活に関して様々な問題を抱えている。

また、東日本大震災では、避難所生活における女性への配慮の必要性が認識された。そのため、災害時要援護者に対する支援や男女共同参画の視点を取り入れた対策を講じる。

現行の鎌ケ谷市地域防災計画の編・章構成について見直しを行った。

現行計画において「震災編」及び「風水害等編」の「第1章 総則」で重複していた部分を統合し、「第1編 総則」を新設した。

また、大規模事故編について、各種対策を定めていた「第2章 大規模事故対策計画(現行計画)」を「第2章 大規模火災等対策」と「第3章 公共等事故対策」に分割するとともに、東日本大震災において課題となった放射性物質事故対策については、新たに「第4章 放射性物質事故対策」として定めた。



#### 主な変更点

	エる	"	<del>nt</del>
<b></b>	第 1 編	第 2 章	【新規】「計画の基本的な考え方」を、「減災を重視した防災対策の方向性」とした。 東日本大震災の教訓を踏まえ、被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とした。 (概要版:P1 本編:総 - 2)
r	第 2 編	第 1 章	【想定地震の変更】 新計画:「本市に震源が近く、特に影響があると考えられる「東京湾北部地震M7.3」が鎌ケ谷市直下で 発生した場合」を想定。 現行計画:「マグニチュード7クラスの地震が、鎌ケ谷市直下において発生した場合」を想定。 (概要版:P3 本編:地1-3)
	第 2 編	第 2 章	【新規】
<b>*</b>	第 2 編	第 3 章	【充実】   災害相談窓口として「災害時要援護者」及び「女性のための」相談窓口を設置する。 (概要版:P11 本編:地3-24)  【新規】   避難所における男女のニーズの違いに応じた支援や女性や子どもが犯罪等に巻き込まれないよう、避難所運営において、女性や子どもの配慮に努める。また、避難所の警察官等による巡回や暴力防止のための啓発や広報に努めるとともに、女性や子どもを対象とした巡回相談支援の早期開始に努める。 (概要版:P14 本編:地3-49)
	第 2 編	第 4 章	【新規】 災害復興では、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」 までを視野に取り組み、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配 慮した防災まちづくりを実施する。 (概要版:P17 本編:地4-9)
	第 3 編	第 2 章	【充実】 「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」の指定に伴い、「避難準備情報や避難勧告等の発令」、「災害時要援護者への情報伝達及び避難体制の確保」の他、「災害時要援護者施設に対する情報伝達方法の明確化」について計画に反映した。(概要版:P4 本編:風2-8)
	第 3 編	第 3 章	【現地対策部の配備体制の変更】 新計画:市域を2分割し、それぞれを一つの現地対策部とする活動体制に変更した。(課題の解消) 現行計画:市域を4分割し、各現地対策部による活動体制(情報共有の難しさや浸水被害区域のばらつきが課題)(概要版:P10 本編:風3-7)
<b>&gt;</b>	第 4 編	第 4 章	【新規】 放射性物質事故を想定した予防対策として、県内の放射性物質取扱事業所の把握や情報の収集、連絡体制の整備など、災害体制の確立を行うと共に、復旧対策について計画した。 (概要版:P20 本編:大4-5)

主な修正・加筆した事項とその理由と根拠については、別途、「鎌ケ谷市防災計画 修正事項等一覧」にまとめた。

# 地震編

### 1 総 則

#### 1)地震対策の基本的視点

地震編については次のことを地震対策の基本的視点とします。

- 1 多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策とします。
- ② 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた 実効性の高い計画とします。
- ③ 地震災害編においては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を前提とした計画とします。

(本編 地-1-1)

### 2)地震被害想定

本市では、平成 24 年度に「鎌ケ谷市防災基礎調査」を実施しました。想定地震のうち市域における被害が最大となる、東京湾北部地震が鎌ケ谷市直下で発生した場合の地震 (M7.3) の被害について次に示します。(本編 地-1-3)

震度:市域のほとんどが震度6弱、一部の地域で震度6強が予測されます。

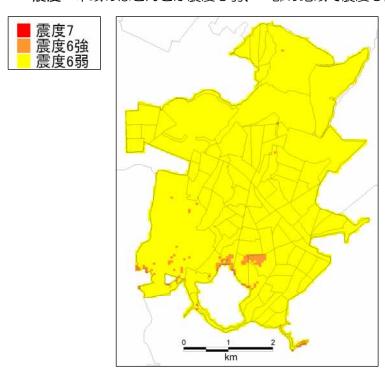


図 震度分布

# 地震編・風水害等編 共通

# 2 災害予防計画

#### 1)災害に強い都市づくり

#### 市街地や道路・橋梁の整備

災害による被害を最小限にとどめるため、市は、災害に強い市街地の整備、火災の延焼を防止するオープンスペースや避難場所となる防災空間の確保を行います。また、道路は災害時の救助活動、救援活動、物資輸送活動、避難活動等、防災上重要な役割を持っているため、災害に強い道路及び橋梁の整備を行います。(本編 地-2-1・風-2-1)

#### ライフライン施設の整備

上下水道やガス、電力、通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、市民生活や災害後の応急対策活動に大きな影響を与えます。そのため、各ライフライン事業者は施設や設備の整備を行うとともに、市は、日頃から各事業者との連携強化を図ります。(本編 地-2-3・風-2-2)

#### 建築物の耐震化・不燃化

市は、「鎌ケ谷市耐震改修促進計画」に基づき、市内建築物の耐震化を図ります。また、県と連携して、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設等、耐震改修促進のための施策を推進します。さらに、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策、家具・大型家電の転倒防止対策についても市民等への普及啓発に努めます。(本編 地-2-6・風-2-6)

#### 2)地盤災害防止対策

#### 土砂災害防止対策

市内には、土砂災害警戒区域が3箇所指定されています。市では、警戒避難体制を整備するとともに、豪雨時等には危険箇所をパトロールし、土砂災害発生の前兆現象等の把握に努めます。(本編 地-2-9・風-2-8)

#### 液状化対策

市域では液状化危険度が高い地域は限られていますが、小河川沿いや一部の低地で液状化現象が発生する可能性があると予測されています。そのため、市は、これらの地域で道路や河川施設等の液状化対策を推進するとともに、液状化の危険性について市民に広報し、周知を図ります。(本編 地-2-11)

#### 3)防災拠点の整備

#### 防災拠点施設の整備

災害時に災害対策本部が設置される市役所庁舎が、災害時に有効な機能を発揮できるよう整備します。

また、市役所庁舎が被災した場合に備え、代替施設を確保し、整備を行います。 (本編 地-2-14・風-2-18)

#### 通信体制の整備

災害時には情報の収集・伝達、連絡体制がすべての対策の基本となるため、市は、市防災行政無線や MCA 無線等の通信設備・施設の整備を図るとともに、緊急時に市民に正確な情報を伝達できるよう、インターネットを利用した手段(市ホームページ、かまがや安心 e メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、ツイッター)を整備します。(本編 地-2-15・風-2-19)

#### 4)災害に強い組織・人づくり

#### 市防災組織の整備

市では、災害対策本部の組織や職務の職員への習熟や訓練等の検証を踏まえた見直し、災害時行動マニュアルの作成、市業務継続計画(BCP)の策定、災害時の応援協定の締結の推進を行います。また、防災施策に男女双方の視点を取り入れるため、防災会議への女性の参画を図ります。(本編 地-2-18・風-2-22)

#### 自主防災組織等の育成強化

大規模な災害が発生した場合は、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていく ことが重要です。そのため、自主防災組織や事業所防災組織の強化を図ります。

(本編 地-2-19・風-2-23)

#### 防災訓練・防災広報

市では、災害時に円滑な活動が図れるよう、大規模災害を想定して総合訓練を実施します。 訓練の実施にあたっては、多くの防災関係機関や自主防災組織、企業等の参加を求めるととも に、災害時要援護者や多様な世代が参加できるよう工夫を行います。

また、平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、様々な手段を活用して、防災に関する広報の充実を図ります。 (本編 地-2-21・風-2-25)

### 5)消防体制の整備

市(消防本部)は、市民に対して火災予防の指導・普及を図るとともに、事業所に対する予防 査察の実施や防火管理体制確立等の指導の強化、防火クラブの啓発・教育を行います。また、消 防資機材や消防水利、救急体制の整備、消防団の強化を行い、消防力の整備を図ります。

(本編 地-2-24・風-2-28)

#### 6)避難環境の整備

#### 避難場所の整備

市では、避難場所及び避難所を指定しており、避難場所及び避難所の位置づけについては、次のとおりです。(本編 地-2-28・風-2-31)

#### 表 避難場所及び避難所の位置づけ

種別	位置づけ
\D;##+185C	災害時に安全を確保するために一時的に避難する場所。グラウンド、建物等
避難場所	を含めた全体をいいます。
避難所	災害により居住する場所を失った被災者が生活を行う場所です。避難場所の
が と	中から災害の状況に応じて建物等を指定します。

#### 避難所運営体制の整備

市は、避難所の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行うため、平時から避難所の運営体制の整備を進めます。また、「鎌ケ谷市避難所運営マニュアル」の修正をすると共に、見直しを必要に応じて行います。マニュアルには、プライバシーの確保、災害時要援護者や女性・子どもへの配慮、ペットの同行避難等について反映します。(本編 地-2-30・風-2-33)

#### 7) 応急対策のための環境整備

#### 救助・医療・防疫体制の整備

市は、死傷者を最小限にとどめるため、関係機関と連携して救助・救急体制の整備や医療体制の整備を図ります。また、感染症等の発生を予防するため、防疫体制の整備を行うとともに、 し尿・廃棄物処理体制の整備を図ります。(本編 地-2-31・風-2-35)

#### 緊急輸送体制の整備

市内の被災地に救援物資や応急対策活動要員の輸送体系を確保するため、緊急輸送道路の指定・周知を図るとともに、ヘリコプター発着場の指定や車両の確保、物資拠点の整備を図ります。また、燃料を優先的に確保するため、関係団体との協力体制の構築を進めます。

(本編 地-2-32・風-2-36)

#### 給水体制や物資供給体制の整備

市では、市内5カ所に井戸付耐震性貯水槽を整備しており、災害時における飲料水を確保するとともに、個人等に協力いただき、民間井戸を災害時協力井戸として活用できるようにしています。

また、災害に備えて、耐用年数のある備蓄物資は、適宜入れ替えを行い、備蓄物資の選定に際しては、災害時要援護者や女性等の避難生活等に配慮いたします。(本編 地-2-33・風-2-37)

#### 建物・宅地対策

二次災害を防止するため、県が中心となって被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度応急判定の判定士の登録や体制の整備を行っています。また、市では、応急仮設住宅の建設用地の確保を行います。(本編 地-2-36・風-2-40)

#### 学校の対策

各学校で危機管理マニュアルを作成し、防災体制の整備を行います。

また、児童・生徒等への対応や保護者との連絡体制については、保護者等に周知するととも に、「広報かまがや」において市民に広報します。

さらに、児童・生徒等が災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養えるよう、防災に関する教育を充実します。(本編 地-2-37・風-2-40)

#### 8)災害時要援護者対策のための環境整備

近年の災害では、災害時要援護者(自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、 外国人等)の犠牲が多くなっています。

市では、福祉関係団体との協力体制を強化するとともに、災害時要援護者の避難や避難生活支援のため、次の整備を進めます。(本編 地-2-38・風-2-41)

- ① 災害時要援護者支援体制の整備(救助体制の中には支援者として女性を位置づけます)
- ② 災害時要援護者避難支援プランの策定
- ③ 福祉避難所の指定
- ④ 災害時要援護者に配慮した品目の備蓄
- ⑤ 多言語による簡単な表現、イラスト・挿絵やふりがな等を入れた防災パンフレットの配布 など

#### 9)ボランティア活動体制の整備

市は、社会福祉協議会等の関連団体と連携して、住民に対し、ボランティア意識の啓発に努めます。

また、社会福祉協議会と連携してボランティアの登録窓口を社会福祉協議会ボランティアセンターに設置し、災害時にボランティア活動に参加できる団体や個人の登録受付を行います。

鎌ケ谷市ボランティア連絡協議会では、災害時のボランティア活動における事故に備え、ボランティア保険への加入促進を図ります。(本編 地-2-42・風-2-45)

#### 10)帰宅困難者等対策

災害発生直後に人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、駅周辺や路上は大混乱が予想されます。 また、延焼火災により負傷したり、救急・救助活動の妨げになる可能性もあります。

そのため、市では、駅周辺の帰宅困難者等対策に取組むため、県、警察、鉄道事業者、駅周辺企業等と連携して「駅周辺帰宅困難者等対策協議会」の設立を検討するとともに、「みやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段の普及・啓発、情報提供体制の整備、一時滞在施設の指定等を図ります。(本編 地-2-45・風-2-48)

# 3 災害応急対策計画

### 1)災害体制の確立

市は、次の配備基準に基づき職員を動員するとともに、災害警戒本部又は災害対策本部を設置します。また、事務分掌にしたがって災害応急対策活動を行います。

#### 地震災害時

配備体制	配備基準	<b>各本部の設置</b> 配 備 要 員
注意配備	① 市域に震度4の地震が発生したとき【自動配備】 ② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたと き	<u>災害警戒本部設置</u> ・安全対策課、消防部(通常勤務者)
警戒配備	<ul><li>① 市域に震度5弱の地震が発生したとき【自動配備】</li><li>② 東海地震注意情報を受理したとき【自動配備】</li><li>③ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</li></ul>	<ul> <li>災害警戒本部設置</li> <li>・本部員、本部事務局</li> <li>・秘書広報課、総務課人事室・情報推進室、市民活動推進課、環境課、クリーン推進課、社会福祉課、道路河川管理課、道路河川整備課、建築住宅課、下水道課、教育総務課、学校教育課(各5名程度、詳細は各課で定める)</li> <li>・消防部(部長(消防長)の指示した者及び通常勤務者)</li> </ul>
第1配備	① 市域に震度5強の地震が発生したとき【自動配備】 ② 地震により局地的に被害が発生したとき ③ 東海地震予知情報(警戒宣言)が発令されたとき 【自動配備】 ④その他の状況により本部長が必要と認めたとき	<u>災害対策本部</u> 設置 全班(要員は各班で定める)
第2配備	①市域に震度6弱以上の地震が発生したとき【自動配備】 ②その他の状況により本部長が必要と認めたとき	<u>災害対策本部</u> 設置 全員

(本編 地-3-2)

※表中の【自動配備】については、配備体制により、参集する職員は異なります。

#### 風水害等時

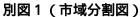
配備体制	配備基準	<b>各本部の設置</b> 配 備 要 員
注意配備	① 千葉県北西部に大雨、大雪、洪水等の注意報、警報が発令され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたと き	<u>災害警戒本部</u> 設置 ・安全対策課(本部長の指示した者) ・都市建設部(都市建設部長の指示した者) ・消防部(通常勤務者)
警戒配備	<ul><li>① 干葉県北西部に大雨、大雪、洪水等の警報が発令され、 災害警戒本部長が必要と認めたとき</li><li>② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたと き</li></ul>	<ul> <li>災害警戒本部設置</li> <li>本部員(災害対策本部組織図1に係る本部員の内本部長の指示した者)</li> <li>本部事務局(災害対策本部組織図1に係る本部事務局員の内、本部長の指示した者)</li> <li>各現地対策部(災害対策本部組織図1に係る各現地対策部の内おおむね6分の1)</li> <li>都市建設部(部長の指示した者)</li> <li>消防部(部長(消防長)の指示した者及び通常勤務者)</li> </ul>
第1配備	① 市域の数地域で風水害による被害が発生したとき ② がけ崩れ等により人家や道路等に被害が発生したとき ③ その他の状況により本部長が必要と認めたとき	<ul><li>災害対策本部設置</li><li>・本部員・本部事務局</li><li>・各現地対策部(災害対策本部組織図1に係る各現地対策部の内おおむね3分の1)</li><li>都市建設部(部長が指示した者)</li><li>・消防部(消防の計画に定める人員)</li></ul>
第2配備	① 第1配備で対処しきれないとき ② その他の状況により本部長が必要と認めたとき	<ul><li>災害対策本部</li><li>本部員・本部事務局</li><li>各現地対策部(災害対策本部組織図1に係る各現地対策部の内おおむね3分の2)</li><li>都市建設部(部長が指示した者)</li><li>消防部(消防の計画に定める人員)</li></ul>
第3配備	① 甚大な被害が発生し、第2配備で対処しきれないとき② その他の状況により本部長が必要と認めたとき	<u>災害対策本部</u> 設置 ・全員

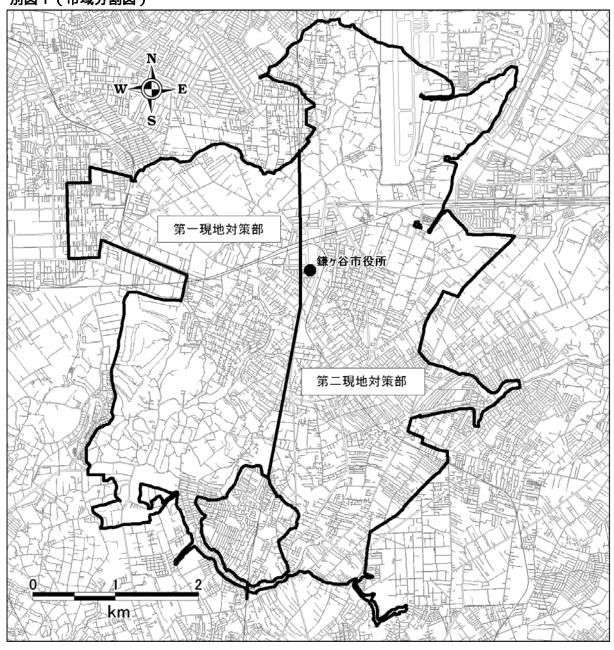
(本編 風-3-2)

### 風水害等時(第1・第2配備体制)

市は、東武野田線を境に、西部地区を第一現地対策部、東部地区を第二現地対策部の2分割とした配備体制で、災害応急対応を行います。

都市建設部及び消防部については、市全域を活動区域として担当します。(本編 風-3-8)





#### 2)情報の収集・伝達

市は、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、速やかに通信手段を確保します。災害に より通信機能が使用不能となった場合は、非常通信ルートの確保を図ります。

また、防災関係機関と緊密な連携のもと、被害情報収集・調査・報告を確実に実施するととも に、収集・発信した情報が錯そうしないよう、情報の一元管理や共有化を図ります。

(本編 地-3-14・風-3-18)

#### 3)災害広報・広聴活動

#### 災害広報活動

災害時には、市は、次の手段で広報活動を行うとともに、報道機関に対して情報や資料を提 供して広報を要請します。(本編 地-3-21・風-3-26)

#### 表 広報手段

時期	広 報 手 段		
	① 防災行政無線		
	② 広報車・消防車		
<b>※宝丝</b> 上市※	③ 現場		
災害発生直後	④ インターネットによる指示		
	(市ホームページ・かまがや安心 e メール・緊急速報エリアメール・		
	緊急速報メール・ツイッターなど)		
	① 防災行政無線		
	② 広報車・消防車		
応急活動期	③ テレビ・ラジオ		
	④ 災害広報紙・チラシ		
	⑤ 市ホームページ・鎌ケ谷安心eメール・ツイッターなど		

#### 被災者相談・広聴活動

市は、市役所(庁舎1階ロビー)に災害相談窓口を設置して、次の相談について対応します。

- ① 捜索依頼の受付け ② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報 ③ 被災証明書の発行 ④ 埋火葬許可書の発行 ⑤ 各種証明書の発行 ⑥ 仮設住宅の申し込み ⑦ 住宅の応急修理の申し込み ⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み
- 9 生活資金等の相談等
  - ⑩ 健康に関する相談等
- ① 中小企業・農業関係相談
- ⑫ 災害時要援護者相談窓□
- ③ 女性のための相談窓口

(本編 地-3-24・風-3-29)

#### 4)応援派遣

市は、災害応急対策及び災害復旧のため、必要に応じて自衛隊の災害派遣要請や、消防広域応援隊、緊急消防援助隊、他市町村への応援要請を行います。

また、他市町村において大規模な災害が発生した場合は、要請に応じて支援体制を速やかに発足して職員派遣や物資供給を行うとともに、広域避難者の受入れや支援を行います。

(本編 地-3-26・風-3-31)

#### 5)救出・救急・消防

市は、災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関と連携を図るとともに、市民や自主防災組織、事業所等の協力を得て救助活動を実施します。

また、火災発生時には、消火活動を効果的に実施するとともに、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行します。

さらに、地震発生時や大雨等により洪水のおそれがあるときは、水防活動を行います。

救助・救急又は消火活動等に従事する職員等は、災害現場等で悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあるため、惨事ストレス対策を行います。 (本編 地-3-34・風-3-40)

#### 6) 応急医療救護

市は、鎌ケ谷市医師会等と連携し、救護所の設置、医療用資機材や医薬品の確保を行い、応急 医療にあたります。

また、傷病者が多数発生した場合は、千葉県災害医療本部(DMAT調整本部)への派遣を要請するとともに、必要に応じて後方医療施設を確保して、重症者等を搬送します。

避難所生活が長期化するときは、県と連携して、避難所内に救護センターを設置し、医療活動を実施するとともに、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケアのための医療活動を実施します。

また、必要に応じて被災地を巡回し、被災者や災害時要援護者の精神的負担の軽減を行います。 (本編 地-3-39・風-3-46)

#### 7)避難

#### 避難情報の発令

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大防止を図るため、市は、必要に応じて「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」を発令します。避難は原則として徒歩とします。(本編 地-3-43・風-3-50)

情報の種類	情報の内容	拘束力
避難準備情報	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動	33
近無牛佣情報	を開始しなければならない段階に発令する情報です。	1
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならな	
	い段階で発令する情報です。	
	災害の前兆現象が確認された場合や、現在の切迫した状況から、	
避難指示	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態又	
	は、人的被害が発生した状態で発令する情報です。	強

表 避難情報の種類

#### 避難所の開設・運営

市は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難所を開設します。

避難所の運営は、市で作成した「避難所運営マニュアル」に基づき実施するものとし、原則として自主防災組織を中心に、避難者により避難所運営組織を確立して、自主的な運営を行います。避難所運営組織には、男女それぞれの意見を反映させるため、男女双方が入るようにします。(本編 地-3-47・風-3-55)

避難所運営組織の役割	職員の役割		
① 運営方法等の決定	① 災害対策本部との連絡		
② 生活ルールの作成	② 広報		
③ 避難者カード・名簿の作成	③ 施設管理者、ボランティア等との調整		
④ 市からの連絡事項の伝達	④ 避難所運営記録		
⑤ 食料・物資の配給			
⑥ ボランティア等との調整			
⑦ 避難者の要望等のとりまとめ			

表 避難所運営担当者の役割

また、次の避難所運営における次の課題に対応します。

- ① プライバシーの確保(パーティション、間仕切りによる)
- ② 安全の確保、衛生管理
- ③ 災害時要援護者への支援
- ④ 女性への配慮
- ⑤ ペット対策(同行避難に備えてペットの収容場所の確保やルールの作成)
- ⑥ 季節対策(寒さ暑さ対策) など

#### 女性や子どもへの配慮

市民生活3班、避難所1班~4班、避難所支援班は、避難所における男女のニーズの違いに応じた支援や女性や子どもが犯罪等に巻き込まれないよう、避難所運営において女性や子どもへの配慮に努めます。

また、避難所の警察官等による巡回や暴力防止のための啓発や広報に努めるとともに、女性や子どもを対象とした巡回相談支援の早期開始に努めます。(本編 地-3-49・風-3-57)

#### 避難所での女性への配慮

- ① 授乳室(緊急的には女性用更衣室と兼ねてもよい)、男女別の更衣室・トイレ物干し場
- ② 女性スタッフの配置
- ③ 避難所運営組織や被災者グループにおける女性責任者・女性リーダーの参画
- ④ 女性用物資の女性による配布等の体制づくり
- ⑤ 女性と子どもの安全確保のための、防犯ブザーやホイッスルの配布、巡回、 環境改善
- ⑥ 女性相談窓口の設置(プライバシーに配慮)、相談情報の周知

#### 8)生活救援

#### 給水活動

水道施設の破損等により断水した場合は、井戸付耐震性貯水槽を開設し、飲料水を供給します。災害当初の給水は、避難所を給水拠点として、住民が持参したポリタンク等に給水します。 (本編 地-3-52・風-3-60)

#### 食料及び物資の供給

災害直後において、備蓄食料及び物資は、避難所等で配給します。なお、物資配布時には女性スタッフを配置し、女性専用の物資は女性による配布となるよう努めます。

炊き出しについては、学校給食共同調理場や避難所にて炊き出しを行います。炊き出し現場には栄養士を巡回させて、食事の栄養指導等を行います。(本編 地-3-54・風-3-62)

#### 9)交通対策・緊急輸送

警察や各道路管理者は、応急対策上重要な緊急輸送路や災害の危険性のある道路を、交通規制や通行禁止又は制限等の措置をとります。市は、鎌ケ谷警察署や各道路管理者と連絡を取り、交通情報や被害情報の収集・連絡等を行うとともに、車両や燃料を確保し、人員や救援物資等の緊急輸送を実施します。(本編 地-3-58・風-3-66)

#### 10)災害警備

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されます。そのため、鎌ケ谷警察署では、他の防災機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたります。(本編 地-3-63・風-3-71)

#### 11)土地・建物対策

災害発生後、市は、速やかに被災した建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定等を行い、 二次被害を防止します。また、災害により住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない市 民に対して、応急仮設住宅の設置や公営住宅の確保等を行います。

建築物の応急危険度判定は、右図の判定ステッカーを建物の見やすい場所に表示し、居住者や通行者等に注意を促すものです。なお、被害認定調査とは別の調査であり、被災証明書発行のためのものではないことも周知します。

(本編 地-3-65・風-3-73)



#### 12) 防疫・清掃

市は、感染症等の発生を防ぐため、防疫活動や検病検査・健康診断、避難所における衛生管理を実施します。

また、避難者数等に応じた避難所における仮設トイレの設置、ごみの仮置場の確保、関係機関と連携したし尿処理やごみ処理、障害物の除去等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を図ります。(本編 地-3-70・風-3-77)

#### 13) 行方不明者の捜索・遺体の処理

市は、鎌ケ谷市警察署や自衛隊等と協力して行方不明者の捜索活動を行います。

また、速やかに遺体検案所や安置所の設置、必要な物品調達を行い、ご遺体の埋火葬等を実施します。(本編 地-3-76・風-3-83)

#### 14)公共施設等の応急復旧対策

上下水道、電気・ガス・通信施設等のライフライン施設や道路・鉄道等の交通施設が被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれがあります。

そのため、市では、各事業者と緊密な連携を図るとともに、早期復旧を要請していきます。 (本編 地-3-79・風-3-86)

#### 15)文教・保育対策

各学校等では、各学校の危機管理マニュアルに基づき、災害が発生した場合、児童・生徒の安全を確保するとともに、保護者等との連絡や引き渡しを行います。

また、応急教育のための場所を確保して、応急教育を実施します。実施にあたっては、教科書、 学用品等の損失状況を考慮し、避難所との共存に配慮します。(本編 地-3-90・風-3-97)

#### 16)災害時要援護者対策

市では、自主防災組織や福祉関係団体等と協力して、在宅災害時要援護者の安否確認や避難誘導を行います。また、避難所では、災害時要援護者への配慮や生活支援、巡回ケアサービス等の実施、相談窓口の設置等を行います。

さらに、外国語や簡単な表現、イラスト・挿絵、ふりがな等を入れて広報紙を作成し、日本語を理解できにくい外国人等への広報を行います。(本編 地-3-95・風-3-101)

#### 17) 災害ボランティアへの協力

市は、社会福祉協議会と協力して、総合福祉保健センターに災害ボランティアセンターを設置 し、ボランティアの受付け、登録を行います。

また、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ボランティア団体、NPO法人や日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかけます。

(本編 地-3-98・風-3-105)

#### 18) 帰宅困難者等対策

市では、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」を広く呼びかけます。

また、帰宅困難者等への情報提供や一時滞在施設への避難誘導等を行います。 (本編 地-3-101・風-3-108)

#### 19)災害救助法の適用

市では、災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みである時は、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ります。(本編 地-3-104・風-3-110)

## 4 災害復旧計画

#### 1)市民生活安定のための緊急措置

#### 被災者への支援

市及び関係機関は、被災者支援のため、次の措置を行います。(本編 地-4-1・風-4-1)

- ① 災害・・災害障害見舞金の支給、住宅復旧融資金利子補給、被災者生活再建資金の支給
- ② 災害援護資金・生活福祉資金の貸付
- ③ 住宅復興資金の融資
- ④ 被災証明書の発行
- ⑤ 災害公営住宅の建設等
- ⑥ 市税の減免等
- ⑦ 職業のあっせん
- ⑧ 義援金及び義援品の配分 など

#### 地域経済の復旧支援

市は、災害により被害を受けた農林業者や中小企業に対して、次の支援・融資制度等の周知・ 啓発を図ります。(本編 地-4-6・風-4-1)

#### 表 地域経済の復旧支援

農林業者への支援制度	中小企業への支援制度		
① 天災資金	① 一般金融機関、政府系金融機関の融資		
② 県単災害融資資金	② 災害復旧高度化資金等の貸付		
③ (株)日本政策金融公庫	③ 信用保証協会による融資の保証		
	④ 災害対策緊急融資資金		
	⑤ 市中小企業資金融資制度		

#### 2)災害復旧事業の推進

災害復旧事業の推進にあたっては、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災 しないよう災害の防止を図るため、法律に基づいて、復旧事業を迅速に実施する。

また、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業を迅速かつ円滑に実施します。(本編 地-4-7・風-4-7)

#### 3)災害復興

復興にあたっては、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組み、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施します。(本編 地-4-9・風-4-9)

# 大規模事故編

# 1 基本的考え方

大規模な事故等が発生した場合、一刻も早く人命を救助し二次災害を防ぐことが必要になります。初動対応には、消防本部及び消防団があたりますが、事故の規模や影響が大きな場合、市は、災害警戒本部(注意配備~警戒配備)又は災害対策本部(第1配備~第2配備)を設置して、必要な応急対策を実施します。(本編 大-1-1)

# 2 大規模火災等対策

#### 1)大規模火災対策

大規模な火災による多数の死傷者等の発生といった災害に備え、市は、防災空間の整備や消防 体制の充実等の予防対策を実施します。

また、大規模な火災が発生した場合は、災害の状況に応じて活動体制を確立し、救助・救急活動や避難誘導等の応急対策を行います。(本編 大-2-1)

#### 2)危険物災害対策

危険物による災害の発生を防止するため、市は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行います。

また、災害発生時には被害の拡大を防止するため、状況に応じて活動体制を確立し、救助・救急活動や避難誘導等の応急対策を行います。(本編 大-2-4)

# 3 公共交通等事故対策

#### 1) 航空機災害対策

市域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合 に備え、市は、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備します。

また、事故が発生した場合は、災害の状況に応じて活動体制を確立し、関係機関と連携して遭難者を迅速かつ適切に救助することにより被害の軽減を図ります。(本編 大-3-1)

#### 2) 鉄道災害対策

市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に備え、市は、鉄道事業者と連携をとり、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備します。 また、事故が発生した場合は、災害の状況に応じて活動体制を確立し、迅速に負傷者を救助することにより被害の軽減を図ります。(本編 大-3-4)

#### 3)道路災害対策

市域の道路において、斜面及び擁壁の崩落、車両の衝突、車両火災及び危険物の流出等により 多数の死傷者を伴う道路災害が発生した場合に備え、市は、災害の発生するおそれのある危険箇 所の把握や改修、資機材の保有や調達体制の整備を行います。

また、災害が発生した場合は、早期に初動体制を確立して救助・救急活動や避難誘導等の応急 対策を行うことにより被害の軽減を図ります。(本編 大-3-6)

## 放射性物質事故対策

#### 1)放射性物質事故の想定

市は、次の事故を想定して、放射性物質事故対策を定めます。(本編 大-4-1)

- ① 市内の放射性物質取扱い事業所における事故の想定
- ② 核燃料物質の輸送中における事故の想定
- ③ 県外の原子力事業所や原子力艦における事故の想定
- ア 茨城県等に立地している原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所にお ける地震、津波、火災、人為的ミス等による事故
- イ 原子力艦における地震、津波、火災、人為的ミス等による事故

#### 2)予防対策

市は、放射性物質事故が発生した場合に備え、次の予防対策を行います。(本編 大-4-1)

- ① 県内の放射性物質取扱事業所の把握 ② 情報の収集・連絡体制の整備

③ 通信手段の確保

- ④ 応急活動体制の整備
- ⑤ 退避・誘導体制の整備
- ⑥ 広報相談活動体制の整備
- ⑦ 防災教育・防災訓練の実施

#### 3) 応急対策・復旧対策

市は、放射性物質事故が発生した場合は、次の応急対策及び復旧対策を行います。 (本編 大-4-3)

① 災害体制の確立

- ② 情報の収集・伝達体制
- ③ 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施
- 4 避難等の防護対策

- ⑤ 緊急輸送
- ⑥ 緊急時被ばく医療対策
- ⑦ 消防活動

8 広報相談活動

9 飲料水及び飲食物の摂取制限等

⑩ 広域避難者の受入れ

① 汚染された土壌等の除染等の措置

① 被災住民の健康管理

- ③ 風評被害対策
- (14) 廃棄物等の適正な処理

※①~⑩:応急対策、⑪~⑭:復旧対策

# 地震被害想定比較表

		現行計画	新計画	
		(H10 年度防災基礎調査に基づき被害想定)	(H24 年度防災基礎調査に基づく被害想定)	
	想定地震の考え方	中央防災会議(1992)で切迫性が高いとされる地震モデル(Mw7.0)が鎌ケ谷市直下にて兵庫県南部地震の断層の深さ(16km)で発生した場合を想定した地震	東京湾北部地震(Mw7.3)の震源が鎌ケ谷市直下 にて発生した場合を想定した地震	
想	震源位置	鎌ケ谷市直下	鎌ケ谷市直下	
想定地震	震源深さ(km)	16km	27km	
	マグニチュード(Mw)	Mw7.0	Mw7.3	
	最大震度	震度6弱	震度6弱	
	合計数	8,316 棟	3,194 棟	
建物被害	全壊棟数	481 棟	270 棟	
被害	半壊棟数	5,148 棟	2,340 棟	
	焼失棟数	2,687 棟	584 棟	
	死者数	363人	33人	
人的被害	負傷者数	2,368 人	425人	
	避難所生活者数	15,202人	11,234人	
	帰宅困難者数 (※自宅まで20km以上 の帰宅困難者数)	_	2,542人	

≪現行計画と新計画との被害想定の比較について≫ 【建物被害について】

◆結果:現行計画と比べ、新計画における建物被害想定結果の方が小さい結果となった。

◆理由: 想定地震、被害想定手法、建物の倒壊条件等が異なるため一概には断定できないが、新計画において採用した内閣府(2012)の被害想定手法は、建物の耐震改修・補修による建物軽減効果について考慮していることや、1981年(昭和56年)の耐震基準改正以降の『「新耐震基準」で建設された建物は新しい建物ほど被害を受けにくい』という被害率曲線を採用したことにより、建物被害が小さくなった。

【人的被害について】

◆結果:現行計画と比べ、新計画における人的被害想定結果の方が小さい結果となった。

◆理由:上記のとおり建物被害が小さくなったことに伴い、人的被害についても小さくなった。

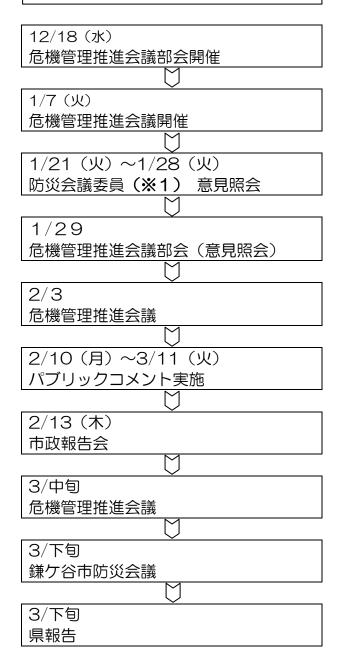
#### 地域防災計画の作成主体

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、 鎌ケ谷市防災会議が作成する計画です。

#### 平成25年度 地域防災計画修正スケジュール

#### 素案の作成

- 千葉県地域防災計画との整合性
- 東日本大震災での課題の反映
- 庁内意見の反映



#### (※1) 防災会議委員の位置付け

鎌ケ谷市防災会議条例第3条に基づき、市長をはじめ、国、 県及び防災関係機関(鎌ケ谷警察署長、鉄道、電気、ガス、 水道、電話事業者、医師会会長、歯科医師会理事、薬剤師会、 陸上自衛隊需品学校長、海上自衛隊司令、建設業協会会長、 赤十字奉仕団委員長、学識経験者など)から構成されていま す。

#### 鎌ケ谷市防災会議条例(抜粋)

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者
- 9) その他市長が必要と認めた者
- 6 前項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

#### 災害対策基本法 (抜粋)

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない